

令和 年 月 日

公益財団法人
群馬県交通安全協会
理事長 町田 錦一郎 様

申請者

住 所

氏 名

⑩

連絡先

確 認 書

私は、令和 年 月 日付けをもって、貴会「公益財団法人群馬県交通安全協会入院見舞金要綱」に基づく入院見舞金を申請しましたが、申請に基づく交通事故は、同要綱第2条に定める事故であることを確認しました。

公益財団法人群馬県交通安全協会入院見舞金要綱（抜粋）

（対象交通事故）

第2条 見舞金給付の対象交通事故は、道路交通法（以下「法」という。）第2条第1項第9号に定める原動機付き自転車、を運転又は同乗中（バス、タクシー等の公共交通機関の乗客を除く。）若しくは同項第10号の原動機付き自転車、第11号の2の自転車を運転中並びに歩行中であって、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交通事故当事者が会員であること。
- (2) 日本国内で交通事故証明書が発行されること。
- (3) 当該事故を起因とする負傷であって、30日以上継続入院したことが証明できること。
- (4) 法第71条の3第1項及び第2項に定める座席ベルトを装着又は第71条の4第1項及び第2項に定める乗車用ヘルメットをかぶっていたこと。